

元請負人が発注者と締結した契約書に記載された発注者名、工事名称、工事を記載

作業所災害防止協議会兼施工体系図(記載例)

修正箇所:ピンク色

発注者名	香川県 ○○土木事務所長
工事名称	県道○○○○線 道路改築工事(第○工区)
工期	自 令和 7 年 4 月 15 日 至 令和 7 年 11 月 30 日

下請負人が請け負った建設工事の具体的な内容を記載

統括安全衛生責任者が選任された場合に、下請負人は安全衛生責任者を選任しなければならない
※統括安全衛生責任者が選任されていない場合は記載不要

特定専門工事で主任技術者を置かない場合「有」と記載

元請名	うどん建設(株)
監督員名	香川 太郎
(特例) 監理技術者名 主任技術者名	香川 二郎
監理技術者補佐名	香川 三郎
専門技術者名	香川 四郎
担当工事内容	植栽工事
専門技術者名	
担当工事内容	

一次下請を監督するために元請負人が監督員を置いた場合、その氏名を記載

元請負人が置いた主任又は(特例)監理技術者の氏名を記載

特例監理技術者を配置する場合、監理技術者補佐の氏名を記載

元方安全衛生管理者
香川 二郎

会長	統括安全衛生責任者 香川 一郎
副会長	

統括安全衛生責任者の指揮を受けて技術的事項を管理する者を記載

元請負人が統括安全衛生責任者(労働安全衛生法)を置く必要がある場合は、その氏名を記載
◎現場所長等の工事施工の責任者等

(1次下請)

会社名	オリブオイル工業(株)
代表者の氏名	小豆 太郎
許可番号	大臣許可(特**)第*****号
一般又は特定建設業の別	特定建設業
安全衛生責任者	小豆 二郎
主任技術者	小豆 三郎
特定専門工事該当の有無	無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	令和7年4月20日～令和7年6月30日

下請負人との契約書に記載された工期を記載

(2次下請)

会社名	(有)はまち型枠
代表者の氏名	はまち 太郎
許可番号	大臣許可(特**)第*****号
一般又は特定建設業の別	特定建設業
安全衛生責任者	はまち 二郎
主任技術者	
特定専門工事該当の有無	有
専門技術者	
担当工事内容	
工期	令和7年4月25日～令和7年5月30日

(3次下請)

会社名	(未定)
代表者の氏名	
許可番号	
一般又は特定建設業の別	
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事該当の有無	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	

下請負人が置いた主任技術者の氏名を記載

会社名	(株)○○建設工業
代表者の氏名	○○ ○○
許可番号	大臣許可(特**)第*****号
一般又は特定建設業の別	特定建設業
安全衛生責任者	●● ●●
主任技術者	◎◎ ◎◎
特定専門工事該当の有無	無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	令和7年5月20日～令和7年8月30日

会社名	☆☆工業(株)
代表者の氏名	☆☆ ☆☆
許可番号	
一般又は特定建設業の別	
安全衛生責任者	★★ ★★
主任技術者	
特定専門工事該当の有無	有
専門技術者	
担当工事内容	
工期	令和7年4月25日～令和7年5月30日

下請負人が置いた主任技術者の氏名を記載
(特定専門工事で主任技術者を置かない場合は記載しない)

特定専門工事に該当し、主任技術者を置かない場の注意点
① 特定専門工事は施工上の管理の効率化を図るもので、鉄筋工事及び型枠工事で定められています。
② 下請契約の金額(複数の場合は合計)は、**4,500万円**未満。上位の主任技術者(この場合1次下請業者)は、当該特定専門工事の現場に専任で配置され、また、その工事と同一種類の建設工事に関し、一年以上指導監督的な実務の経験を有すること。

会社名	(株)△△組
代表者の氏名	□□ □□
許可番号	知事許可(般**)第*****号
一般又は特定建設業の別	一般建設業
安全衛生責任者	■ ■ ■ ■
主任技術者	◇◇ ◇◇
特定専門工事該当の有無	無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	令和7年6月15日～令和7年9月30日

会社名	(未定)
代表者の氏名	
許可番号	
一般又は特定建設業の別	
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事該当の有無	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	

完了した下請工事の記載例

会社名	(株)△△組
代表者の氏名	△△ △△
許可番号	知事許可(般**)第*****号
一般又は特定建設業の別	一般建設業
安全衛生責任者	▲▲ ▲▲
主任技術者	▽▽ ▽▽
特定専門工事該当の有無	無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	令和7年6月15日～令和7年9月30日

会社名	(未定)
代表者の氏名	
許可番号	
一般又は特定建設業の別	
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事該当の有無	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	

- 【注意事項】**
- 建設業法では、様式は定められていないため、この様式によらなくても問題なし
 - 色を塗っている部分は、建設業法で定められた記載事項
 - ※印部分は、置かない場合もあるので、その場合は記載不要
 - 下請負人が建設業の許可を受けていない場合は、下請負人に関する「主任技術者」「専門技術者」に係る部分の記載は不要
 - 施工体系図は、労働安全等の目的で作成される図面を兼ねることができます。事例では災害防止協議会の体制図を兼ねたものとしている
 - 下請負人の記載内容に、記載例にある内容をすべて記載する場合、下請負人の建設業許可証については、現場への掲示は不要

- 表示する対象は、現にその請け負った建設工事を施工している下請負人です。
「現にその請け負った建設工事を施工している」かどうかは、契約工期を基準として判断します。
- 揭示は、遅くとも①により下請負人を表示する必要があります。また、工事の進行により表示すべき下請負人に変更があったときは、速やかに施工体系図を変更して表示しておかなければなりません。
※ 契約が終了した下請負人に関しては斜線等で終了したことを表示します。
- 表示すべき建設工事の内容は、その記載から建設工事の具体的な内容が理解されるような工種の名称等を記載する必要があります。